

荒尾市景観計画の策定に当たって



荒尾市長 前畑 淳治

本市は、万田坑をはじめとした歴史的景観資源、小岱山や荒尾干潟に代表される自然的景観資源など、様々な景観資源を有しています。平成24年には、市民公募により市内の優れた八つの景観資源を「荒尾八景」として定め、市のイメージアップに活用しておりますが、これからのまちづくりは、生活環境の向上面だけでなく、良好な景観資源の保全・継承の面からも取り組んでいく必要があります。

これら本市の特性を活かした良好な景観形成を推進していくため、本市は平成25年8月に景観行政団体に移行し、この度「荒尾市景観計画」を策定しました。景観形成の基本理念を「荒尾八景を核として、自然・歴史・暮らしの魅力を体験できる景観形成」とし、景観形成の目標や市民・事業者・行政の協働による取り組みを示すとともに、市内で建築行為や開発行為等を行う際の方針や基準を明らかにしています。今後は、市民一人ひとりが景観形成の担い手であることを認識し、本計画に基づき景観形成を進めていくことが重要です。

最後になりますが、本計画の策定にご尽力いただきました荒尾市景観計画策定委員会の委員の皆様、アンケート調査やワークショップ等で貴重なご意見をいただいた市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進に向けて、今後ともより一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成25年10月

【目次】

序部 荒尾市景観計画について

1. 策定の背景	2
2. 計画の目的と役割	2
3. 計画の構成	4

第Ⅰ部 構想編

第1章 荒尾の景観特性と課題	6
1. 荒尾の景観特性	
2. 荒尾市におけるこれまでの取り組み	
3. 市民意向	
4. 景観形成の課題	
第2章 景観形成の理念・目標・方針	28
1. 景観形成の基本理念と基本目標	
2. 景観形成の基本方針	
第3章 景観形成の推進に向けて	32
1. 協働による景観形成 ～市民・事業者・行政の役割～	
2. 推進施策	
3. 推進体制	

第Ⅱ部 計画編

第1章 景観計画区域	38
1. 景観計画の区域	
第2章 景観計画区域の景観形成	39
1. 景観誘導の考え方	
2. 市全域の景観形成	
3. 景観形成重点地区の景観形成	
4. 特定施設届出地区の景観形成	
5. 届出の手続き	
第3章 景観資源等の活用に関する事項	75
1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	
2. 景観に配慮した公共施設の整備	
3. 屋外広告物の表示等に関する方針	

参考資料

1. 用語解説	80
2. 市民アンケート	83
3. 色彩基準について	91

表紙写真：荒尾八景
(解説 P18～P22)

荒尾市景観計画

制定年月日：平成25年10月 1日

改定年月日：平成26年 7月31日(第1回)

令和 3年 4月 1日(第2回)

発行 荒尾市役所産業建設部都市計画課

〒864-8686

熊本県荒尾市宮内出目 390 番地

TEL : 0968-63-1487